



第2号様式(2)-②

(共同企業体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第3号

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和2年3月11日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 入札に付する事項

(1)	工 事 名	新港ふ頭12・13号岸壁背後護岸工事 (R1-1)	
(2)	工 事 場 所	那覇港新港ふ頭地区	
(3)	工 種	土木一式工事	
(4)	工 事 内 容	土木工事一式	
(5)	工 期	契約締結日の翌日から180日間	
(6)	設 計 金 額	308,990,000円 (税込)	
(7)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。	
(8)	最 低 制 限 価 格	本入札案件は、最低制限価格が設定されているため、最低制限価格未満の入札者は落札者となることができない。 ※「競争入札に係る最低制限価格の算定に関する見直しについて」 (https://nahaport.jp/business/contract/)	
(9)	適 用 する 労 務 単 価	令和2年3月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(10)	リ サ イ ク ル 法	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。	

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の結成にあたっての要件

(1)	2社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たしている有資格業者であること。

①特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
(3)	資格確認申請書提出期限から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。
(4)	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
(6)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(6)	<p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
	<p>本工事に係る設計業務等の受託者</p> <p>パシフィックコンサルタンツ株式会社</p> <p>原則として上記に表示する当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>

②特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	業種	土木工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第7条第1項による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。	
(2)	等級	特A等級		
(3)	建設工事入札参加資格名簿登録年度	平成30・31年度		
(4)	許可区分	特定建設業		
(5)	地域要件	沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所が存在すること。		
(6)	施工実績	対象期間	自 平成21年4月1日 至 令和2年3月26日	左記の期間内に下記の対象工事を元請として施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。
		対象工事	土木一式工事(港湾・空港・海洋埋立工事) ・プレキャスト部材製作工かつプレキャスト部材据付工かつ基礎工	
	備考	特定JV又は経常JVの構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。		
(7)	配置予定技術者	資格区分	1級土木施工管理技士、若しくはこれと同等以上の資格を有する者	左記に掲げる要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在地の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。
		備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のいずれかを満たす者をいう。</p> <p>a 技術士(総合技術監理部門:建設に限る)及び技術士(建設部門に限る)の資格を有する者 b これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用)があること。</p>	

③特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)業種	土木工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第7条第1項による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。
(2)等級	特A等級またはA等級	
(3)建設工事入札参加資格名簿登録年	平成30・31年度	
(4)許可区分	特定建設業	
(5)地域要件	沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所が存在すること。	
(6)配置予定技術者	資格区分	1級土木施工管理技士、若しくはこれと同等以上の資格を有する者 左記に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在地の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できること。
	備考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のいずれかを満たす者をいう。 a 技術士（総合技術監理部門：建設に限る）及び技術士（建設部門に限る）の資格を有する者 b これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

4 設計図書等の配布、質問及び回答

設計図書等の配布	期 間	自 令和2年3月11日（水） ～ 至 令和2年3月26日（木）
	配 布 方 法	下記配布場所にて配布する。 ※上記期間中に設計図書等の受領がなければ、入札に参加することができない。
	配 布 場 所 ・ 問 合 せ 先	那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話 098-868-2578
質問・回答期間等	(1)入札・契約手続に関する事	那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話 098-868-2578 FAX 098-868-2629
	(2)上記(1)以外に関する事	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 企画建設部 建設課 電話 098-868-0336
	提 出 期 間	自 令和2年3月11日（水） ～ 至 令和2年3月24日（火） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。
	提 出 場 所	上記(1)に同じ。 ※質問表は、財務係へ提出すること。
	提 出 方 法	持参又はFAX
	回 答 方 法	上記(1)において以下の期間、閲覧に供する。
	回 答 期 間	回答日から 令和2年3月30日（月） まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

5 資格確認申請書等の提出

資格確認申請書	本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を提出すること。 なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。		
	提 出 書 類	①一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式） ②共同企業体資格審査申請書 ③返信用封筒（入札結果通知用（84円切手貼付））	
	提 出 期 間	自 令和2年3月11日（水） ～ 至 令和2年3月26日（木） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。	
	提 出 場 所	那覇市通堂町2番1号（3階） 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話 098-868-2578	
	提 出 方 法	持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）	提 出 部 数

6 入札手続き等

入札期日等	入札方法	本工事は、紙入札により実施する。 入札書等は、あらかじめ指定する日に（「配達日指定郵便」）、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること。持参や普通郵便で提出された場合、無効とする。
	提出書類	①入札書 ②工事費内訳書
	配達指定日（入札日）	令和2年3月30日（月）
	宛先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話 098-868-2578
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	入札に関する注意事項	ア 入札書のくじの数字（任意の数字3桁）は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。 イ 配達指定日以外の日が届いた入札書及び工事費内訳書は、受理しない。 ウ 入札書の日付は、開札日を記入すること。
工事費内訳書の提出	ア 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を提出すること。 イ 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目（大項目でよい）に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載すること。 ウ 工事費内訳書には、代表者印を押印すること。 エ 管理者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。	
入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
入札の辞退等	資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届を提出すること。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず報告がなく、本工事で落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。	
その他	ア 落札候補者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加を認めない。 イ 代理人が再度入札する場合は、再度入札を行う際に委任状（任意様式）を提出すること。 ウ 委任状には、工事名、工事場所を記入すること。 エ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。 オ 再度入札は、1回のみとする。	

7 開札

開札日時	令和2年3月31日（火） 10:00 ※入札書の日付
開札場所	那覇港管理組合 2階大会議室 ※入札者は、開札に立ち会うことができる（再入札に参加する場合は、開札時点から立ち会うこと）。

8 落札候補者の選定

	<p>開札後、落札者の決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行う。落札候補者は、申請時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を持参すること。期限までに資格確認資料を提出しない場合、競争参加資格がないものとする。</p> <p>なお、落札候補者は上位から順に3者（上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りではない。）を決定し資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のもの競争参加資格の審査は行わないものとする。</p>
審査にかかると書類の提出	<p>通 知 日 令和2年3月31日（火） 17:00 まで（予定）に対象業者あて通知する。</p>
	<p>提 出 期 限 令和2年4月2日（木） 15:00 まで</p>
	<p>提 出 書 類</p> <p>① 配置予定技術者の資格等（1号様式） ② 同種工事の施工実績（2号様式） ③ 資格確認申請書（第3号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類</p>
	<p>提 出 部 数 1部</p>
	<p>提 出 方 法 原則、持参</p>
	<p>提 出 先</p> <p>〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578</p>
競争参加資格の確認	<p>競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに書面により通知する。</p> <p>令和2年4月7日（火）（予定）</p> <p>なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。</p>
落札者の決定方法	<p>事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。</p>
競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	<p>競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。</p> <p>管理者は説明を求められたときは、苦情を申し立て期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対し、書面により回答する。</p> <p>提 出 期 限 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。</p> <p>提 出 先 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係</p> <p>提 出 方 法 書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。</p>
本入札に係る資料の取扱い	<p>ア 資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された資格確認申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 提出期限内に限り、資格確認申請書等の修正、差し替え、追加、再提出を認める。</p> <p>オ 提出期限を過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。</p> <p>カ 資格確認申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>

9 入札保証金及び契約保証金

入 札 保 証 金	<p>入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に組合作を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者</p> <p>(2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合</p> <p>(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p> <p>※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。</p> <p>※イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「地方公共団体等契約状況確認」を提出すること。</p>		
	提 出 期 限	令和2年3月27日 (金) 17:00 まで	
	提 出 先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578	
	入 札 保 証 金 (現金納付)	提 出 方 法	ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること。 ※要事前連絡 イ 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を納付し、領収書(写)を上記期限までに提出すること。
	入札保証保険証券・入 札保証書・地方公共団 体等契約状況確認資料	提 出 方 法	持参又は郵送(配達を確認できる方法にて送付すること)
	有 価 証 券 等	保 險 期 間 保 証 期 間	持参又は郵送(配達を確認できる方法にて送付すること) 開札日から2か月とする。
契 約 保 証 金	<p>契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>		

10 その他の事項

配 置 予 定 技 術 者 の 確 認	<p>落札決定後、コリンズ等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、資格確認申請書等の差替えは認められない。</p> <p>病気等の特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>	
支 払 条 件	前 金 払	契約金額の40%以内
	部 分 払	適用あり ※那覇港管理組合契約規則第41条の規定回数の範囲内
契 約 締 結 時 期	<p>本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示したときはこの限りではない。</p>	
請 負 代 金 等 の 変 更	<p>本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負費率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p>	
入 札 参 加 者 等 の 遵 守 事 項	<p>入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを守ること。</p>	